

学校法人新静岡学園一般事業主行動計画

2022年12月23日策定

本学園に勤務するすべての教職員が、仕事と育児を両立させ、自己の人生を謳歌しつつその能力を十分に発揮できるポジティブな労働環境を実現するため、以下のとおり第Ⅳ期行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年1月1日から2027年12月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 仕事と育児の両立のため、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に努める

<対策> 2023年1月1日～

- ① 産前産後休暇、育児休業、産後パパ育休など制度の周知を積極的に行い、男性教職員を含めた育児休業の取得を促進する。
- ② 育休取得希望者に対する管理職や人事担当者による相談体制を充実させる。特に、男性教職員の育休取得を促進するため、該当する教職員が相談や育休取得しやすい職場環境づくりに努める。
- ③ 育児休業の取得が周囲の過大な労働負荷に繋がることのないよう、期限付教職員や派遣職員等の代替要員を適切に配置する対策を行う。

目標2 管理職に占める女性の割合を2027年3月末までに30%以上とする

<対策> 2023年1月1日～

- ① 人事評価規程の見直しと実施、勤務意向調書の活用により、管理職候補となりうる女性教職員を選考する。昇任や幹部への登用に対するモチベーションを高め、管理職に必要な資質を涵養するための研修プログラムを導入する。
- ② 上位の管理職への登用推進と後に続く女性教職員の意識改革の効果を検証する。より高度なマネジメント能力習得のための教育プログラムを導入する。

目標3 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする

<対策> 2023年1月1日～

- ① 年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な取得を奨励するなど取得率向上のための措置を講ずる。
- ② 年次有給休暇取得状況は、定期的に各種会議体等で報告し、取得率向上への意識啓発を図っていく。